

令和2年10月1日  
三次市市民部収納課

---

---

## 広島県内市町の税務職員の 相互併任に関する協定の締結について

---

---

税務（徴収）担当職員相互の徴収技術の向上のため、三次市、安芸高田市、府中市及び世羅町で職員の協力体制を整え、債権確保と事務の効率化も見込み、広島県内で初めての市町間の相互併任人事の協定を締結することとなりました。

これに伴い、協定書の調印式を次の内容で行います。

- 1 日時 令和2年10月7日（水曜日）午後2時から
- 2 場所 広島県三次市十日市中二丁目8番1号  
三次市役所 本館 6階 601・602会議室
- 3 出席者  
三次市長 外2名、安芸高田市長 外2名  
府中市長 外2名、世羅町長 外2名
- 4 内容
  - (1) 協定書の調印
  - (2) 記念撮影
  - (3) 辞令交付
- 5 業務内容
  - (1) 滞納整理に伴う人的支援、情報提供
  - (2) 合同捜索の実施
  - (3) 研修会、学習会の合同開催

---

本件に関するお問い合わせ先

---



三次市 市民部 収納課（担当／渡邊・田島）  
電話番号：0824-62-6273 FAX番号：0824-62-6352  
E-mail：shunou@city.miyoshi.hiroshima.jp  
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号